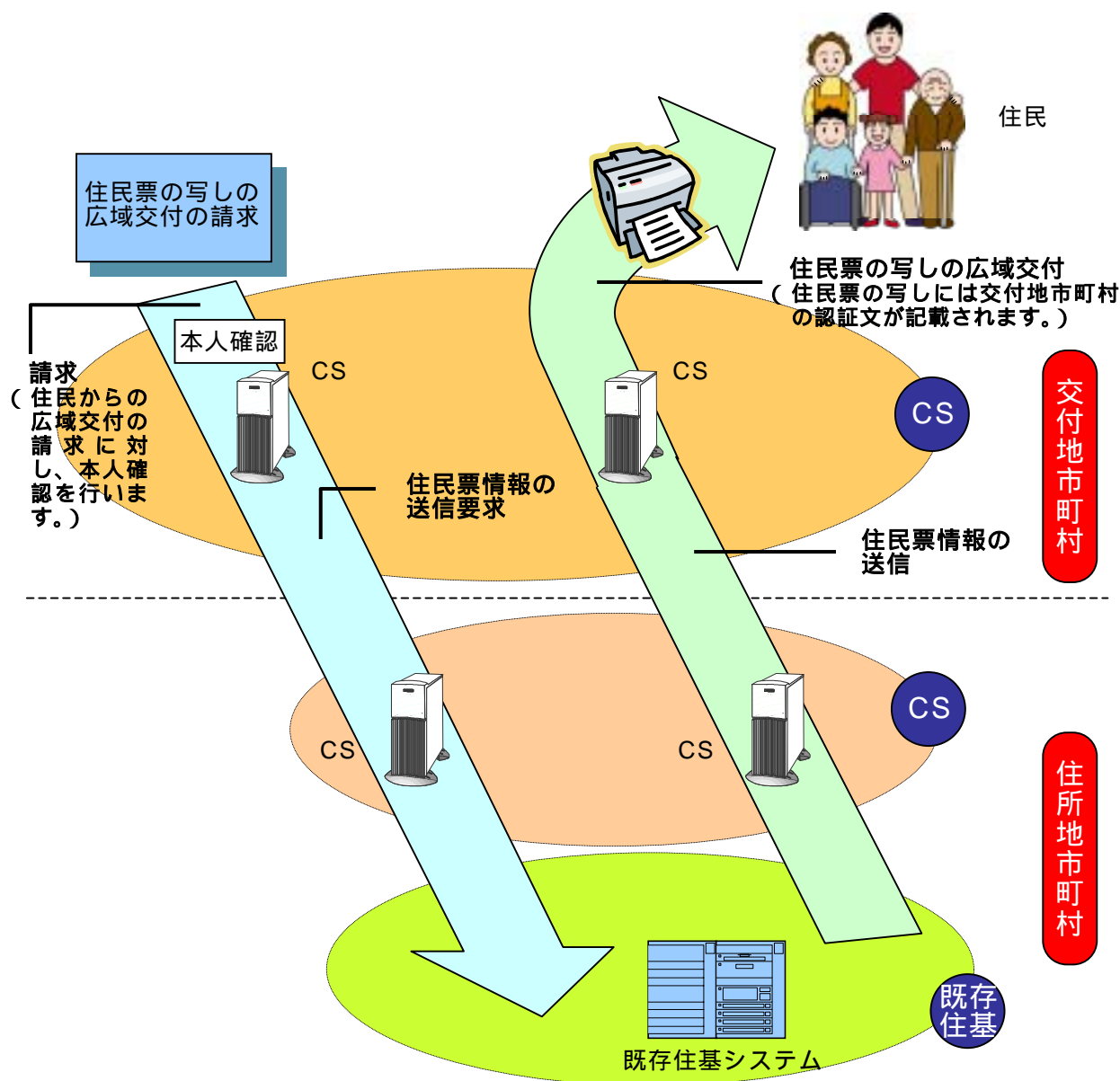


### 3 「住民基本台帳ネットワークシステム」の業務の流れ

#### 1 住民票の写しの広域交付の流れ

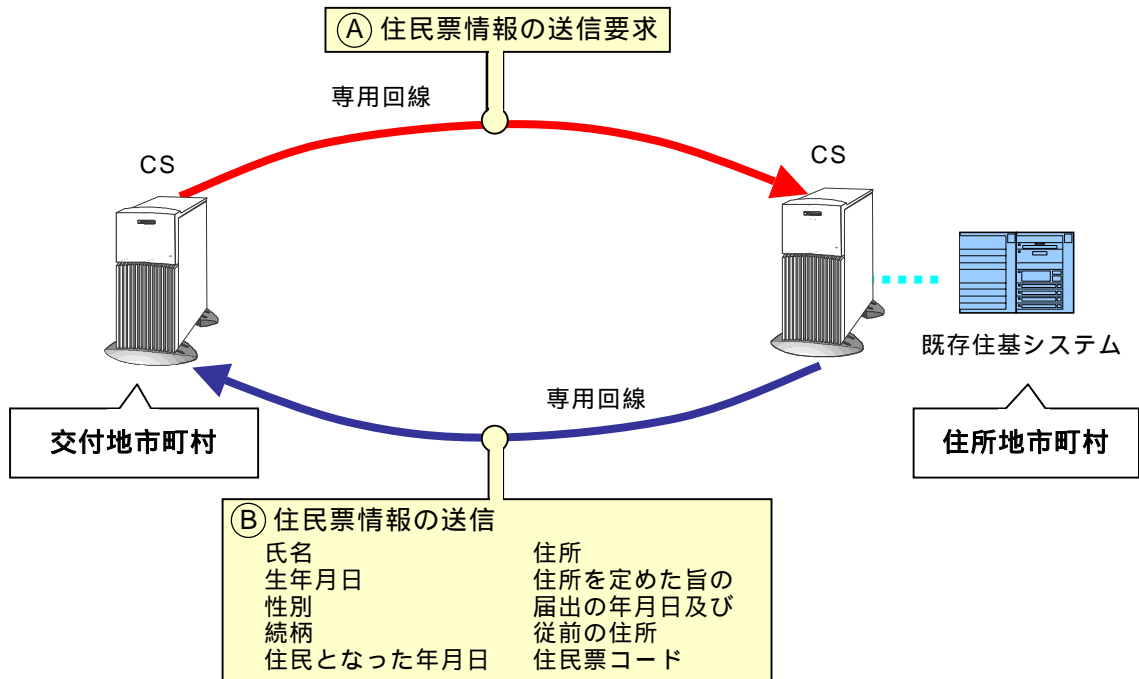
住基ネットワークシステムが稼働すれば、住民基本台帳カードなどの提示により住民は全国どこの市町村でも住民票の写しの交付が受けられるようになり、行政サービスの向上が図られます。



## 住民票の写しの広域交付を行う場合に送信される情報

住民票の写しの広域交付を行う場合には、住民票の写しに記載する事項を住所地市町村から送信する必要がありますので、交付を希望する住民の請求に基づき、最大8情報（氏名、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日、住所、住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所、住民票コード）が専用回線を通じて住民の住所地市町村から交付を申請した市町村に直接送信されます。

このため、都道府県のサーバにそれらの情報が記録・保存されたり、国の機関等に提供されることはありません。



〔住民基本台帳法〕

### ① 住民票情報の送信要求(第12条の2第1項、第2項)

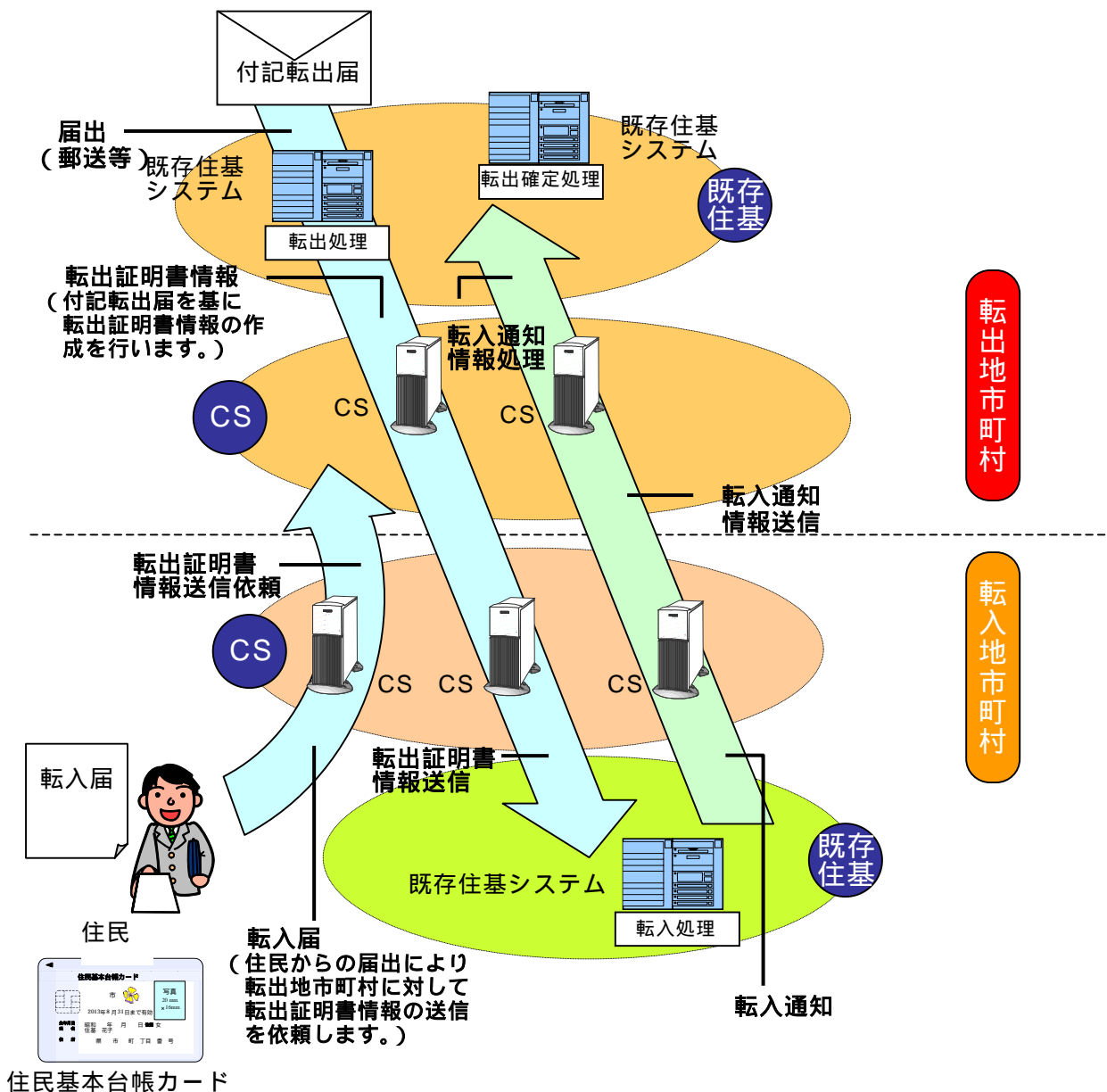
住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下、この条において「住所地市町村長」という。）以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（中略）の交付を請求することができる（以下略）（第1項）。前項の請求を受けた市町村長（以下、この条において「交付地市町村長」という。）は、政令で定める事項を同項の請求をした者の住所地市町村長に通知しなければならない（第2項）。

### ② 住民票情報の送信(第12条の2第3項)

前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、政令で定める事項を交付地市町村長に通知しなければならない。

## 2 転入転出の特例処理の流れ

転入転出の特例処理とは、住民基本台帳カードを利用した場合の転入転出手続きのことを指します。今住んでいる市町村から他の市町村に住所を変更するとき、住民はあらかじめ転出地市町村長あてに「付記転出届」を郵送等により行えば、転入地の窓口では、住民基本台帳カードを添えて、転入届の提出、申請者の本人確認、転入届の受理、で手続きが完了します。これにより、住民は市町村窓口へは1回出向くだけですみます。

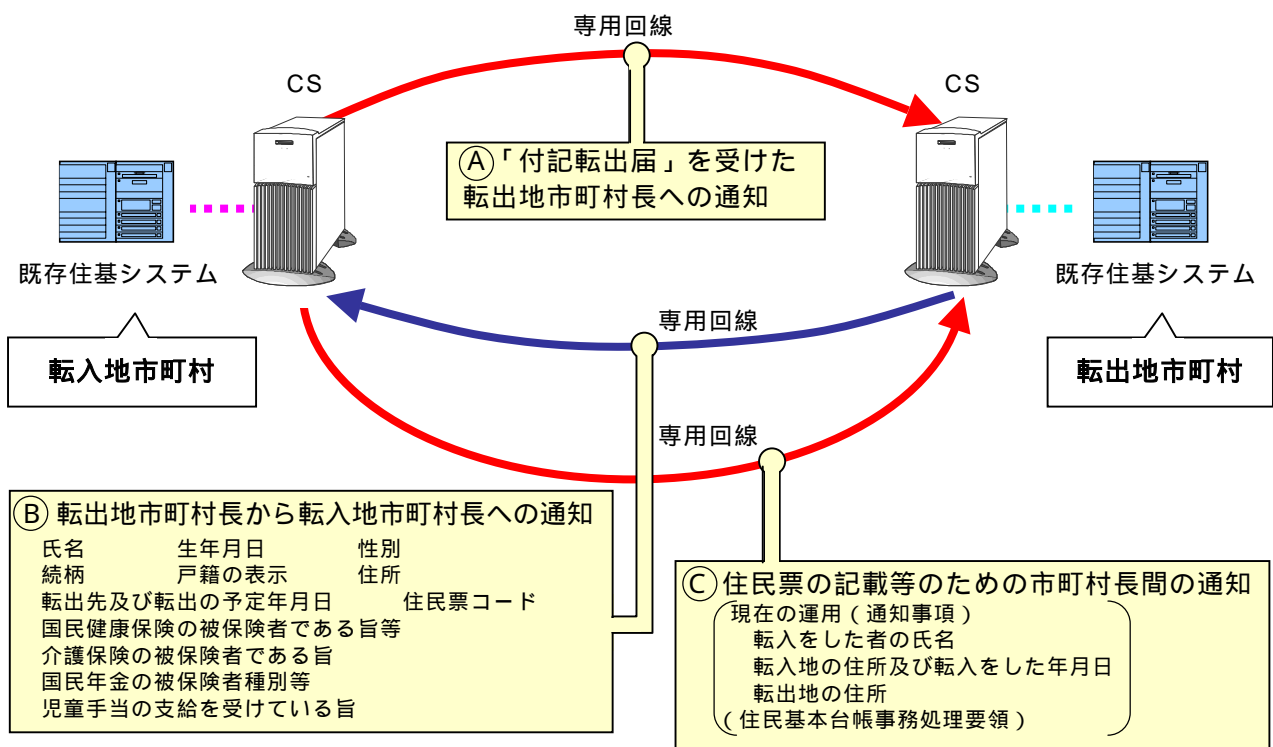


## 転入転出の特例処理を行う場合に送信される情報

転入転出の特例処理を行う場合には、転出地市町村から転入地市町村に対して、転出証明書に記載されている事項（氏名、生年月日、性別、続柄、戸籍の表示、住所、転出先及び転出の予定年月日、住民票コード、国民健康保険の被保険者である旨等、介護保険の被保険者である旨、国民年金の被保険者種別等、児童手当の支給を受けている旨）が専用回線を通じて直接送信されます。

このため、都道府県や指定情報処理機関のサーバにそれらの情報が記録・保存されたり、国の機関等に提供されることはありません。

従来は、住民は転出地市町村で転出証明書を交付してもらい、これを添えて転入届を行う必要がありました。住民基本台帳カードを利用した場合は、転出地市町村長あてに「付記転出届」を郵送等で行い、住民基本台帳カードを転入地市町村で提示し、転入届を行えばよくなります。つまり、転入地市町村の窓口で1回出向くだけで転入転出の届出が済みます。

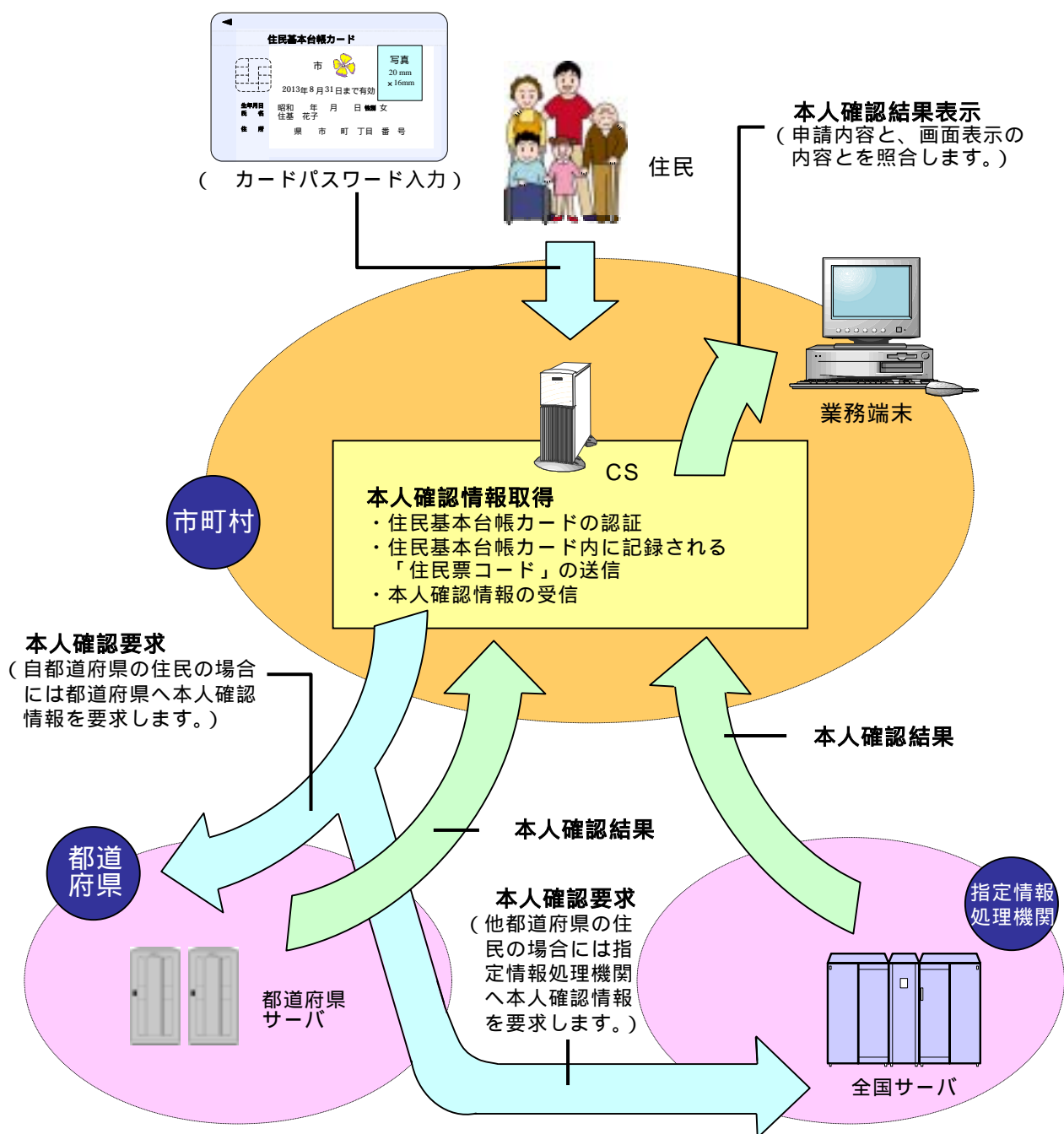


### 〔住民基本台帳法〕

- ① 「付記転出届」を受けた転出地市町村長への通知（第24条の2第3項）  
（住民基本台帳カードの交付を受けている者が郵送等による「付記転出届」を転出地市町村に提出した場合）  
「転入地市町村長」は、付記転出届を受けた転出地市町村長に通知しなければならない。
- ② 転出地市町村長から転入地市町村長への通知（第24条の2第4項）  
転出地市町村長は、前項の規定による通知があったときは、政令で定める事項を転入地市町村長に通知しなければならない。
- ③ 住民票の記載等のための市町村長間の通知（第9条第1項）  
市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。

### 3 本人確認の流れ

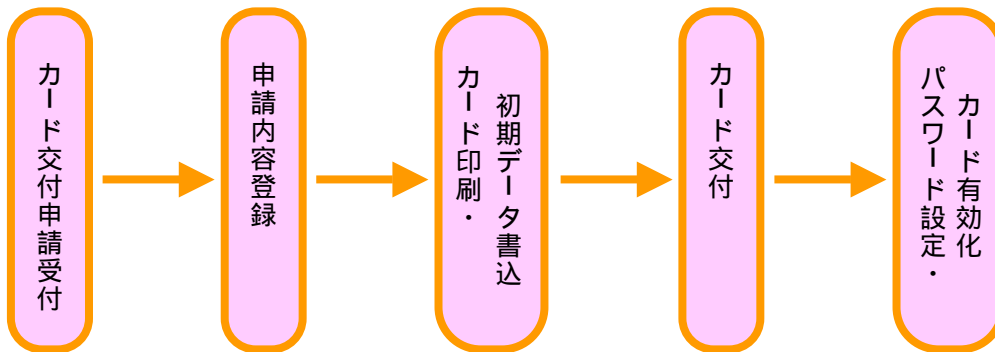
住民票の写しの広域交付や転入転出の特例処理でもっとも大切なことは、申請者が本人であるかどうかを正しく確認したうえで事務処理をすることです。この本人確認に住民基本台帳カードを利用した場合の流れは、下図のとおりです。



## 4 住民基本台帳カードの交付の流れ

希望する住民はだれでも、住所地の市町村で申請すれば住民基本台帳カードの交付を受けられます。市町村で住民基本台帳カードの交付を行う場合のカード交付作業の流れは、下図のとおりです。

### ● カード交付作業の流れ(市町村でカードを作成する場合)



### ● 作業項目と作業内容

番号	作業項目	作業内容
	カード交付申請受付	希望する住民から住民基本台帳カード交付の申請書の受付、本人確認や二重受付チェック、交付済みカードの状態確認
	申請内容登録	申請内容をシステムに登録
	カード印刷・初期データ書込	住民基本台帳カード表面に氏名、写真などを印刷。カード内にセキュリティ属性などを設定し、住民票コードを記録
	カード交付	住民基本台帳カードを申請した住民に対して、カード交付通知を送付。住民の持参したカード交付通知をもとに本人確認を行い、カードを窓口で交付。ただし、即日交付の場合は、カード交付通知の送付はない
	パスワード設定・カード有効化	住民が住民基本台帳カードにパスワード*を設定する。パスワードの設定によりカードは利用可能になる

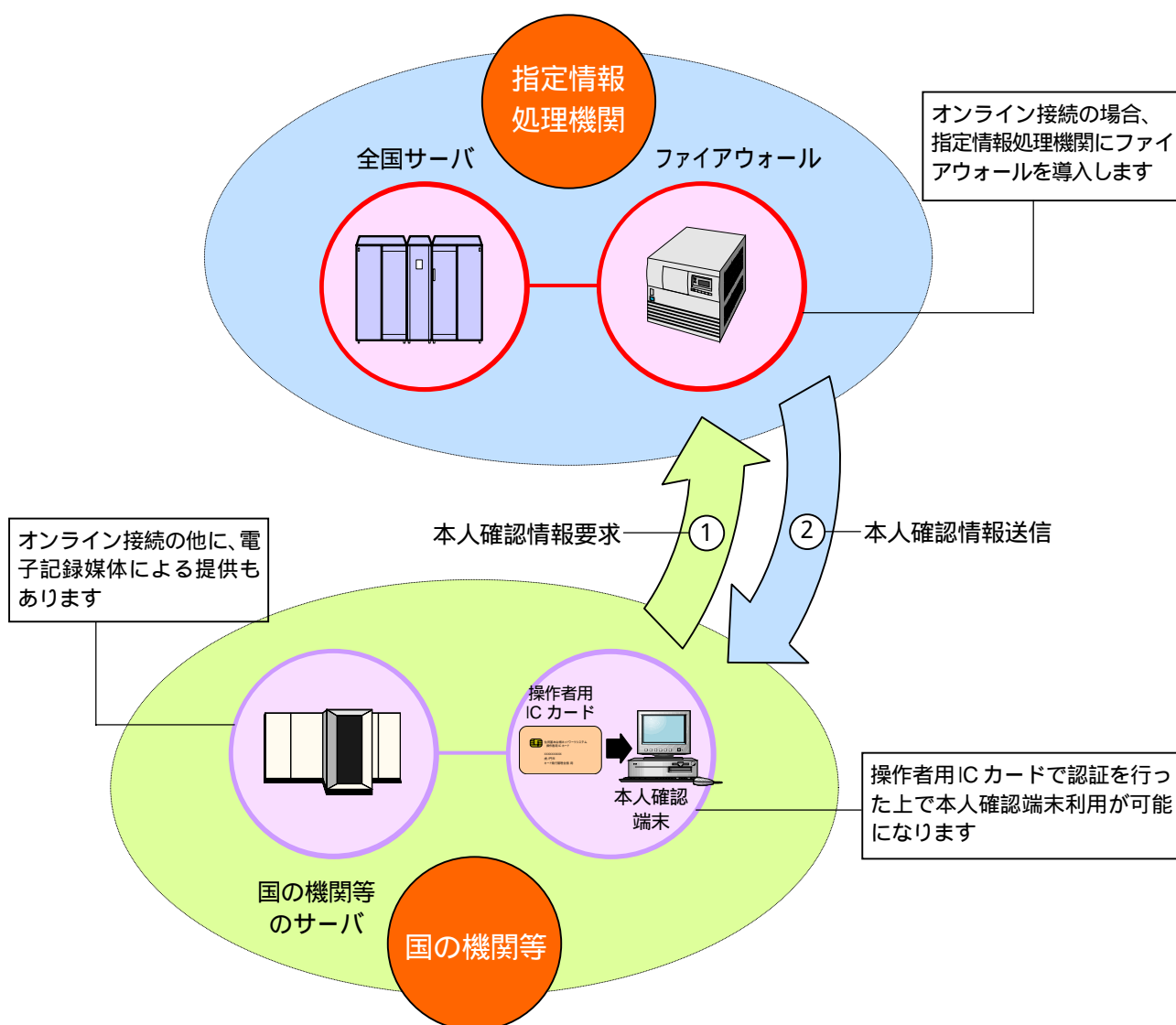
#### パスワード

コンピュータシステムの安全性や信頼性を維持するために、本人しか判別ができないような数字や文字列を符号化しておく。この符号をパスワードと呼び、正当な利用者かどうかを判別できる。つまり、「住民基本台帳カード」を利用するには、正しいパスワードの入力がなければ住民基本台帳カードを利用することはできない。

## 5 行政機関(国・地方公共団体等)への本人確認情報の提供

住基ネットワークシステム構築の目的は「住民サービスの質的向上と事務処理の効率化」です。住民が本人であることを確認するための「本人確認情報」を行政機関(国・地方公共団体等)へ提供する場合は、何よりも個人情報(プライバシー)の保護を最優先とする観点から、住民基本台帳法に明確にその提供先と利用目的を限定して規定され、個人情報の保護について技術面、運用面からも適切な対策を講じることとしています。

### 指定情報処理機関から国の機関等への本人確認情報提供の流れ



## 行政機関(国・地方公共団体等)に情報提供を行う場合

市町村は本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、付随情報)を専用回線を通じて都道府県に通知し、都道府県が都道府県サーバに記録・保存します。都道府県は、さらに専用回線を通じて指定情報処理機関に通知し、指定情報処理機関が全国サーバに本人確認情報を記録・保存します。

指定情報処理機関は、記録・保存した本人確認情報を住民基本台帳法の規定に基づき、行政機関(国・地方公共団体等)に提供します。国の機関等への提供手段としては、電気通信回線を用いる場合と電子記録媒体を用いる場合があります。なお、第三者による不正アクセスによる漏えい、盗聴ができないように、送受信情報はすべて暗号化することとしています。

〔住民基本台帳法〕

### Ⓐ 行政機関(国・地方公共団体等)への本人確認情報の提供

(第30条の7第3項から第6項まで、第30条の10第1項第3号から第6号まで)

都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報(中略)を提供するものとする(第30条の7第3項:都道府県知事からの提供、第30条の10第1項第3号:指定情報処理機関からの提供)。

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、(中略)当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。(各号略)(第30条の7第4項:都道府県知事からの提供、第30条の10第1項第4号:指定情報処理機関からの提供)。

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、(中略)他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。(各号略)(第30条の7第5項:都道府県知事からの提供、第30条の10第1項第5号:指定情報処理機関からの提供)。

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、(中略)他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。(各号略)(第30条の7第6項:都道府県知事からの提供、第30条の10第1項第6号:指定情報処理機関からの提供)。

### Ⓑ 都道府県における本人確認情報の利用(第30条の8第1項、第2項)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。(各号略)(第1項)

都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。(第2項)